

不正使用防止計画の実施状況表

(実施者 (コンプライアンス推進責任者等))

(所属)

(役職・氏名)

項目	実施者 (コンプライアンス推進責任者)	内容	実施確認日				成果・留意事項
			1/四	2/四	3/四	4/四	
執行状況の確認	各講座等の長	随時競争的研究資金の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、教職員に対し、理由を確認のうえ、必要に応じて改善を指導する。					
コンプライアンス教育の実施	各講座等の長	不正防止対策室の支援を受け、コンプライアンス教育を実施し、教職員に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。その際、関係教職員から不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。					
物品発注検収の適正な実施	経理課長、教務課長	大学校の物品発注・検収は、原則として競争的研究資金に関する職務権限に規定する権限者が購入依頼に基づき行う。					
旅費の事実確認	教務課長	出張が完了した後は、出張記録書の提出を徹底するとともに、用務の内容に応じて、出張の確認を客観的に判断するための書類を添付する。					
謝金等の事実確認	教務課長	研究補助者などを雇用する場合、定期的に勤務状況の確認を実施することとし、必要に応じて業務内容についてヒアリングを実施する。 講演会等を実施する際の講師等への謝金については、謝金等実施証明書に開催した事の確認ができる資料を添付することとし、必要に応じて講演会等の実施状況の確認を行う。					
取引業者への注意喚起	経理課長	取引業者に規則を遵守し不正に関与しない旨の誓約書を契約締結時に提出させる。また、不正な取引を行った業者について、「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等の要領について(通達)(防経装第10622号)」に準拠し、取引停止の措置を講じる。					